

奈良市 協働のQ&A vol.15

行政以外の団体や個人と一緒に事業を行う際に、気を付けておきたいポイントがいくつかあります。行政が持つ個人情報の取り扱いもその一つです。協働事業を計画する前に、その取扱いについて確認してみましょう。



**Q20** 協働事業を行う場合、個人情報の取扱いはどうすればいいの？

**Q21** 協働するためにはどのくらいの時間が必要なの？

A20

市と団体が協働事業を進めるときに、個人情報を取り扱う場合もあるよね。そのときは「奈良市個人情報保護条例」や「奈良市情報公開条例」に基づいて、きちんと対応する必要があるよ。

例えば、あらかじめ、個人情報の漏えい等の防止、秘密の保持、再委託の禁止、目的外使用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時における報告義務、提供資料の返還義務、協定の解除及び損害賠償請求などについて、文書などの形で明確にしておくといいね！

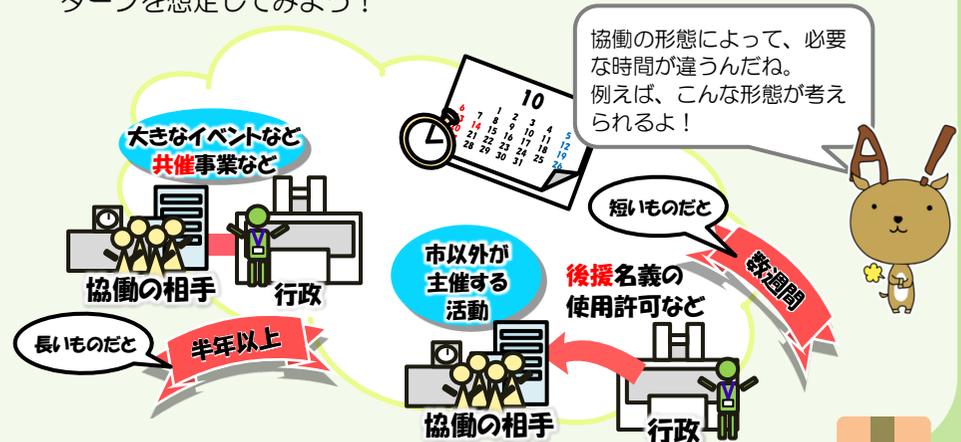
A21

初めて協働で事業を行うときや、一から協働相手を探して事業を始めるときは、市と協働の相手が企画段階から何度も話し合っていく必要があるし、相互理解・信頼関係を作っていく必要もあるので、多くの時間や労力がかかることがあるよ。

でも、将来的に質の高いサービスを効果的に提供するためには、始めにかける時間と労力は必要なものなんだよ。

協働が進みにくい理由の上位に「協働に取り組む時間がない」ということが挙げられるけど、事業が軌道に乗ってくると、逆に時間や労力が削減されることも多いんだ。

また、協働するために必要な時間は、協働の形態によって変わってくるので、それぞれの形態ごとにどれくらいの時間が必要か、色々なパターンを想定してみよう！



いずれにしても、事前の話し合いや、お互いの決め事などの確認がすごく大事なんだね！

NEXT!

**Q22** 複数の部署にまたがる事業はどうすればいいの？  
また、事業途中で他課との連携が必要になればどうすればいいの？

…事業によっては、他の課と協働した方がいいものもあるよね…。

